

令和 6 年度第10回
東京都私立学校審議会
会議録（第845回）

令和 7 年 2 月 17 日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室 A

午後 3 時 00 分開会

○近藤会長 ただいまから、令和 6 年度第 10 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員 20 名の方のうち、19 名の委員の方に御出席いただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしてございますことを御報告いたします。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から、説明願います。

○加倉井私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 17 日付、東京都知事、小池百合子。

記、1、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可について（文京区）、ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 1 件と新たに諮問される案件 4 件の計 5 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を、事務局から、報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となつてございます議案第 1 号から議案第 5 号につきましては、各部会におきまして御了承いただいておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、順次、審議することといたします。

初めに、専修学校についての案件でございます。

議案第 1 号は、光が丘福祉専門学校の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から、調査結果につきまして、説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第 1 号につきまして、御説明いたします。

本案件は、光が丘福祉専門学校の設置認可についてでございます。

令和 7 年 2 月 7 日に、加茂川主査、東京都私学部職員と私とで、練馬区職員同席の下、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人慈誠会学園から、学校

設置の目的・趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。

また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しております。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望として、次の４点を伝えてまいりました。

１つ目は、生徒確保の見通し等についてです。学校教育法、専修学校設置基準、養成施設指定基準等の法令を遵守するとともに、練馬区と連携・協力を十分に図りつつ、生徒の確保を適切かつ着実にを行い、継続的・安定的に学校が運営できるように努められたいこと。介護福祉専門課程は、若者の介護職離れを背景に、特に厳しい状況の下にあることを十分理解した上で、適切に対応いただきたいこと。

２つ目は、留学生の受入れについてです。留学生の人数及び質を確保するとともに、確実な卒業及び就職先の確保を図るため、語学指導、生活指導をはじめとする様々なケアについて、十分に配慮していただきたいこと。

３つ目は、教育水準のさらなる向上についてです。学校の永続性の観点から、将来を見据え、教育、施設、設備を充実させる等、これまでの学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努めていただきたいこと。

４つ目は、人材育成についてです。介護分野は社会的ニーズが高いことから、併設する医療・介護施設等と連携しながら、学生一人一人の能力、技能を高め、社会で即戦力となるような人材育成に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないかと思えます。

部会調査結果報告については、以上ですが、詳細につきましては、事務局から、説明いたします。

○事務局 それでは、議案第１号につきまして、御説明いたします。

本案件は、学校法人慈誠会学園から申請がありました、光が丘福祉専門学校の設置認可でございます。

本案件は、令和５年１０月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、専修学校の設置認可の御審議をお願いするものでございます。

それでは、設置要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の目的は、要項１に記載のとおり、「本校は、学校教育法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、広く知識と技術を習得し、勤労と責任を重んじる介護分野の専門職を育成することを目的とする。併せて個人の価値を尊び、人間性豊かな社会に貢献できる人材を育成する。」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項２から要項４に記載のとおりです。なお、昨年度の設置計画承認時の学校名称は「光が丘医療福祉専門学校」でしたが、介護福祉学科の１学科を設置する専修学校であるので、志願者及び保護者などからの誤解を招

かぬよう、本審議会の御指導に基づき、「光が丘福祉専門学校」に名称を変更しております。

開設の時期は、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項 6 に記載のとおりです。

設置者は学校法人慈誠会学園で、理事長は大畑隆郎氏、校長は座間猛氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項 9 に記載のとおり、介護福祉専門課程介護福祉学科を設置し、入学定員 40 名、修業年限 2 年で、総定員は 80 名となります。

主要教科名は、要項 10 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ、要項 11 から要項 14 に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ、要項 15 及び要項 16 に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、各種学校についての案件でございます。

議案第 2 号は、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 2 号、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可について、御説明いたします。

共立日語学院は、各種学校として、平成 28 年 10 月 1 日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び要項 2 に記載のとおりです。

変更の時期は、令和 7 年 10 月 1 日を予定しております。

変更の理由は、入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人共立育英会で、理事長は石塚庸平氏、校長は藤井公博氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項 7 に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項 8 に記載のとおりで、第 1 部、第 2 部、それぞれの進学日本語課程 2 年コースの入学定員を 60 名から 90 名へ、進学日本語課程 1 年 9 ヶ月コースの入学定員を 30 名から 40 名へ、進学日本語課程 1 年 6 ヶ月コースの入学定員を 60 名から 80 名へ増員しております。これにより、総定員は 760 名から 1,000 名となります。

校地、校舎につきましては、要項 9 から要項10に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

要項11の教職員組織につきましては、定員の変更時期が令和 7 年10月からを予定しているため、令和 7 年度以降に教職員をさらに増員する見込みとなっておりますが、申請時点で基準を充足しております。備考欄には各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 2 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園についての案件でございます。

議案第 3 号は、三鷹双葉幼稚園の設置者変更認可でございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○事務局 それでは、議案第 3 号、三鷹双葉幼稚園の設置者変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ、要項 1 から要項 3 に記載のとおりです。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るものでございます。

新設置者は臼井正勝氏、園長は臼井美恵子氏でございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項 8 に記載のとおりです。

また、要項 9 にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、新設置者は、学校法人化への移行を希望しており、今回、旧設置者の相続人への設置者変更を行い、学校法人化に向けた課題を解決し、具体的なスケジュールで学校法人化へ向けて取り組んできております。園所轄庁である三鷹市と連携し、引き続き前進してまいります。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。どうぞ。

○加茂川委員 1 点、質問をお願いします。

説明の最後にあったことと関連するのですが、いわゆる個人立幼稚園の学校法人化についての指導方針は、所轄庁として、都として、しっかりと持っておられると思うのですが、

現在の進捗状況を、お手元の資料で分かる範囲で構わないのですが、その傾向や概要をお聞かせ願いたいという質問でございます。

今回の議案を見ますと、今審議中の第3号も、次の第4号も、個人立幼稚園の旧設置者が死亡したことに伴う設置者変更案件でございます。資料を見る限り、確かに、個々の幼稚園ごとに、例えば、第3号案件では、12学級の340名定員ですから、かなり大規模な幼稚園をこのまま維持できている前提での設置者変更ですから、説明の後半にあったように、学校法人化に向けて強力に指導してもいいようなケースだと私は思いますし、そのような方向性が示されておりましたので、前進を期待したいと思いますが、次の案件では、現状を踏まえて定員を減らしているような状況にもございます。ですから、定員確保について、様々な幼稚園において状況が違ふこと、または、園地、園舎、基本財産の所有形態についても、相続形態において様々な事情が異なることは分かりますけれども、原則に立ち返って恐縮ですが、学校法人化に向けて所轄庁として努力しておられているのであれば、その改善状況、指導状況について、皆様と情報を共有したいと思ひまして、質問させていただく次第です。

○近藤会長　いかがでしょうか。

○事務局　学校法人化に向けた状況について、御説明いたします。

東京都既設幼稚園の学校法人化認可取扱内規によりますと、例えば、既設幼稚園の設置者は、その負債を学校法人へ、原則として、継承することができないこと、となっております。そのため、認可基準を充足するよう取組みを進め、学校法人化に向けて前進していると伺っております。

また、園地、園舎についてでございますが、園地・園舎の権利関係を整理するとともに、園内の教育目的以外の施設を構造上明確に区分するなど、学校法人化に向けて取り組んでいることを、所轄庁を通じて伺っております。

○加茂川委員　ありがとうございます。

いつも同じ質問をして恐縮なのでありますけれども、引き続き、さらなる進捗、前進が見られますよう、御努力をお願いしたいと思います。

○近藤会長　ありがとうございました。

ほかにございますか。どうぞ。

○内野委員　第二部会の内野でございます。

加茂川主査、ありがとうございます。

実は第二部会でも学校法人化推進についての東京都の取組を御説明いただいたところでございます。設置者変更をして、新しい設置者がいないと、寄附行為が成立いたしませんので、この間に、ぜひ、この2園に関しましても、御指導を続けていただいて、速やかな学校法人化をお進めいただきたいということで、第二部会では話をしておりました。

○近藤会長　ほかにございますか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長　それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申し

たします。

議案第4号及び議案第5号は、八千代幼稚園の設置者変更認可及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、2件まとめて、御説明願います。

○事務局 それでは、議案第4号及び第5号、八千代幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、御説明申し上げます。

学校の目的、名称及び位置は、それぞれ、要項1から要項3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は千葉栄一氏、園長は千葉いづみ氏でございます。

学級編成等でございますが、変更の内容は、現在の7学級200名を6学級105名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりです。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

なお、新設置者は、足立区指導の下、学校法人化への移行に向けた検討を進めております。今回、まずは旧設置者の相続人への設置者変更を行った上で、都並びに園所轄庁である足立区とも連携し、早期の学校法人化に向けて進めてまいります。

以上で、議案第4号及び第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第4号、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

次回開催は、3月17日、月曜日を予定しております。

御審議、ありがとうございました。

午後3時18分閉会